



2022年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社アルテ サロン ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 吉村 栄 義
(コード番号：2406)
問合せ先 執行役員経営企画部長 坂 口 満 春
電話 045-663-6123 (代表)

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2022年4月7日付で公表いたしました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2022年4月7日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2022年5月18日から2022年6月6日まで整理銘柄に指定された後、2022年6月7日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式 340,833 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
9,900,190 株

④ 効力発生前における発行済株式総数
9,900,219 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2022年5月10日に公表した「2022年

12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(10,300,000株)から、当社が2022年4月7日開催の取締役会において決議した、2022年6月8日付で消却する予定の2022年3月31日現在当社が所有する自己株式数(399,781株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

29株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

116株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(a) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社ジェネシス(以下「公開買付者」といいます。)並びに当社の創業会長である吉原直樹氏、吉原直樹氏の配偶者である吉原清香氏及び当社代表取締役社長である吉村栄義氏(以下、吉原直樹氏、吉原清香氏及び吉村栄義氏を総称して「本不応募合意株主」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとするを目的とするものであること、また、当社株式が2022年6月7日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2022年2月8日から2022年3月24日までを公開買付期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である685円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

(b) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社ジェネシス

(c) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社横浜銀行からの借入（以下「本銀行融資」といいます。）により賄うことを予定しているとのことです。

当社は、本取引の実行手続において、本銀行融資に係る融資証明書を確認しており、また、公開買付者によれば、本銀行融資に係る融資契約が締結されており、かつ、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識されていないとのことです。したがって、当社は、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2022年6月中旬を目処に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求め申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年7月中旬から下旬を目処に当社株式を公開買付者へ売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へ交付するために必要な準備を行った上で、2022年8月中旬から下旬を目処に、当該代金を株主の皆様へ交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却により得られた代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が116株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は29株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）及び第7条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容等は、2022年4月7日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2022年6月9日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2022年5月18日(水)
② 整理銘柄指定日	2022年5月18日(水)
③ 当社株式の最終売買日	2022年6月6日(月)(予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2022年6月7日(火)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	2022年6月9日(木)(予定)

以上